

## 第39回さいたま市自治基本条例検討委員会

### 次 第

平成23年10月25日（火）午後6時45分～  
さいたま市役所第2別館第1会議室

1 開 会

2 議題

（1）自治基本条例について

3 その他

4 閉会

#### 【配付資料】

次第

参考資料1 市民から寄せられた意見

参考資料2 意見交換会に基づく最終報告への課題と反映状況

## 市民から寄せられた意見

### 「市民」の定義についての意見

第2条の「市民」の定義において、「住民」以外に「働く者」「学ぶ者」「その他団体」等も含めるということですが、さいたま市に住み、さいたま市で働き／学び／団体に活動する人はあくまでも「1人の市民」でしかないのに対して、他の市に住み、さいたま市で働き／学び／団体に活動するものは、他市の市民であると同時に、さいたま市民としても認められます。

これは各自治体で「市民は主体的に市政に関わることを目指す」事を鑑みると、さいたま市、及び他の自治体の両方に利害が発生するような案件において不平等が生じるのではないのでしょうか？

例) 他の自治体に住みつつも、さいたま市を勤務先や学び先、団体活動先としている  
「市民」の意見は、トータルで2人以上分の「市民」の意見として取り扱われてしまう。

---

### 住民投票の参加資格について

自治基本条例を検討しているある市が、「住民投票条例」について、以下の様に方針を変更したとのこと。

1. 投票資格は「市内に現在の住所がある人」のみに限定。(公職選挙法に準じる形)
2. 「外国籍の人」「市内で働く人／学ぶ人」を投票資格者から除外。
3. 「国政に関わる事案(例えば自衛隊基地)」は住民投票の事案としては一切受け付けない。

これは、さいたま市での検討を進める上でも大いに参考にすべき前例かと存じ上げます。(どの様な危険性を鑑みてこの様な方針変更を行ったのか、等)

今後の検討委員会にて、是非とも取り上げて頂けます様、よろしくお願い致します。

以上、2名の方からの意見(一部要約)

■意見交換会に基づく最終報告への課題と反映状況 (意見交換準備チーム)

条例の項目	意見交換会に基づく最終報告への課題	最終報告への反映状況
1 目的	○「新しい公共」は、「市民自治」の一部の概念と考え、必要な場所で使うこととする	* 左のとおり対応済み
	○目指すべきまちの姿をいかに表現するか、再検討	* 検討中
2 定義	○市民に分かりやすく、誤解を生む恐れのない用語の選択が必要	* 検討中
	○「市」の定義、使い方について疑問を持つ人が多い	* 検討中 * 「市民」は含まず「議会、市長その他の執行機関及び職員」を示すことを明確に定義。市民は多様な解釈をするので図解等を用いた説明も必要ではないか。
	○「市民」の定義については、違和感を持つ人が多い。丁寧な説明が必要。→住民が中心であるとともに、まちづくりに関わりを持ってほしい主体として広く捉えていること	* 対応済み、「住民をはじめとし、」を付加
	○文章だけでなく、図解があると互いの関係が分かりやすい →解説に	* 検討中
3 自治の基本理念	○「新しい公共」は、「市民自治」の一部の概念と考える	* 「新しい公共」の概念は未定着のため、この条例では使用しない方向で対応
	○「市民自治」の概念がよく理解されていない。市民だけでやる自治ではないことなど、誤解のないようにしっかりと説明することが必要	* 検討中、図解も必要ではないか
4 条例の位置付け	○既存の条例・規則等についても、遡及して自治基本条例に合わせる見直しを行うかどうか	* 検討中 * 「実効性の確保」の項で記述するだけで十分か
	○33.実効性の確保の項との書き分け	
5 市民の権利 6 市民の責務 7 事業者の責務 8 市民自治の担い手としての人づくり	○声を出せない人も市民自治に関わる権利を持っていることを表現したい。	* 誰でも参加できるという表現に加え、参加しにくい人が参加できるように配慮することも必要か。 * 市民参加の項でも対応
	○市民の責務については、「努めるものとします」ではなく、市民が市民に呼びかけるような言い方に出来ないか。一方でしっかり責務を記述すべきという意見も多い。	* 未検討 * 述語については、全体的な検討が必要
	○「事業者」の定義、あるいはより適切な用語の使用が必要。企業が主たる対象だが、非営利的な団体も含まれる	* 「事業者」という言葉を使わない手もある。 * 考え方・解説の補筆
	○「自治の担い手としての人づくり」の項は、本条例の特徴としてしっかり記述	* これで十分か
9 議会の役割及び責務・議員の役割と責務 10 議員の責務	○可能なかぎり、議会基本条例の記述に合わせる必要がある	* 再チェックが必要
	○議会と市民のより密接な関係の構築への声は大きい。議会基本条例(特に市民の議会の項)の趣旨に沿って、一步踏み込んだ記述を行うべき。	* この程度で十分なのか、上項と相反する可能性もある
11 市長その他の執行機関の役割及び責務 12 職員の責務	○市民にとっては、自治を担う主体として職員への期待が極めて大きい	* この程度で十分なのか
	○市民自治の主要な担い手として、職員の意識改革に働きかけ、やる気のある職員を元気づける記述にしたい	
	○職員の責務として、市民と一緒に働くこと(協働を含む)に努めることを強調する	
13 情報共有 14 情報公開の総合的な推進 15 個人情報の保護	○持っている情報を公開する以前に、情報を収集に努めることが必要(市民が求めている情報を知らないのでは困る)	* 情報を収集すべきことは未記述 * まちづくりに関する情報が不足している場合もあるので、「情報の収集と共有」とした方が良いのではないか

	○市民の暮らしにとって重要な情報を公開することが必要(ある種の不都合な情報も含めて)	*「市政に関する重要な情報」という記述で十分か * 14条2項の解説③を補強する必要があるか
	○個人情報保護が、地域の課題解決の妨げにならないようにするには、どう書くべきか	* 対応済み
16 市民参加の推進	○まずは市民を主語にして「参加」を語り、そのために市のやることを書くべき	* 修正案を検討
	○参加促進の方策として、行政側が出向いていって参加を可能にすることも考えてほしい(解説か)	* 誰でも参加できるという表現に加え、参加しにくい人が参加できるように配慮するということも必要か。 * 行政からの積極的な働きかけについては不十分。いわゆる「アウトリーチ」に関する記述が必要か
	○これまで参加を行っていない個人としての市民が、市政に参加できるような配慮が必要	
	○多様な市民の参加を保障するため、多様な手法を活用することを記述	
17 協働の推進	○対等な協働実現への担保力を高めるような記述を	* おおむね対等、これで十分か
	○市民からの協働提案の入口となる仕組みの整備を明記する →市長直轄の部署等	
	○市民と行政の協働の契約に関するルールを整備することを明記	* 未対応、解説では若干記述、個別条例マターとするか
	○具体的な方策については、「市民活動及び協働の推進条例」の協働に関する部分を拡充することも考えられる	* 「実効性の確保」の項で全体的に書ければいいか
18 市民の意見への 応答義務	○この項は重要。条例全体の中で適切な位置付けを	* 対応済み
19 住民投票	○より義務付けに近い表現の声もある	* 検討中、但し、現状ではこれ以上は難しいか
	○単にできるというだけでなく、どんな場合に実施するのかを示すべき	
	○市長や議会だけではなく、住民から住民投票の実施を提起できることを入れる	* 対応済み、「市民の意向を踏まえ」と記述
	○「尊重する」という表現についても、説明が必要か	* 解説で、自治法との関係を記述すべき
20 総合振興計画	○特になし	
21 健全な財政運営	○特になし	
22 市の取組の評価	○特になし	
23 監査の実施等	○特になし	
24 法務	○何のための主体的な運用かをきちんと明記することが必要	* 対応済み、ただし、見出しがこれでよいか
	○分権時代の政令指定都市の役割として、自主性の発揮、積極的な取組みを書き込むべき	
	○「政策法務」の考え方を導入すべき	
25 危機管理	○3.11以降、市民の間での災害に備えた主体的取組みが始まっている、それらの支援を記述	* 不十分、市民が先に動き、市がそれをフォローする考え方が必要
	○「自助・共助・公助」の考え方は、双方向のものとして見直しを	* 対応済み、これらの言葉は使わないことにした
	○市民参加による具体的な行動計画、体制の整備を明記	* 一応対応済み
26 組織の整備等	○組織風土醸成に記述は、本条例の特徴として必要	* 対応済み
	○縦割り組織に横串を刺すシステムが重要	* 考え方・解説で記述、これで十分か
	○公募制によるプロジェクトチームの活用などを例示できないか	
27 地域のまちづくり	○自治会の役割への期待は大きい。本条例の目玉のひとつとして、しっかりと記述してほしい	* これで十分か
	○自治会を特別扱いすべきでないという意見もあるが、事実上最も多くの住民等が参加している団体であるので、それを元気づけていく視点で記述	* これで十分か

	○「必要な支援策」という表現は弱い。地域活動のための拠点整備、情報提供等を例示したらどうか	* 対応済み、考え方・解説で記述
28 区役所の役割 29 区長の責務 30 区民会議	○政令指定都市として区役所の役割に対する市民の期待は大きい。今後の制度改革を促す意味で、しっかりと書き込んでほしい	* おおむね対応済み
	○中長期的視野をもった区政の推進は、区長だけに期待することではない。区役所として中長期的な方針をもって区政を推進する、と書くべきか	* 対応済み
	○区政、区長等については、現状の制度と条例の目指すものの関係をきちんと説明することが必要	* 「基本的な役割を明確にする」と記述、考え方・解説で、もう少し説明すべきか
	○区民会議の活動は、区民に情報を公開しつつ、区民の参加のもとに行うべき	* 対応済み
	○区民会議への職員の参加、市政情報の積極的提供が重要	* まだ弱い、もう少し積極的な記述が望まれる
31 国、埼玉県等との関係	○特になし	
32 諸外国の都市等との関係	○特になし	
33 実効性の確保	○条例をつくっただけではなく、実効性を持たせる、条例をもとに具体的な行動を展開してほしい、という声が多い。	* 修正案を検討
	○市民参加による運用の仕組みをしっかりと担保する、委員会名を明記	* 対応済み
	○条例の実績あるいは課題を調査して、分かりやすく知らせていくことが重要	* 対応済み
	○条例の運用主体は市長ではない、市民、議会の参加が必要	* 要検討
	○具体的な行動につなげるため、推進計画の策定を明記する	* 修正案を検討
	○自治基本条例の内容を具体化するために必要な条例等の制定を明記する	* 修正案を検討
○さらに盛り込むべき内容	○市民オンブズマン制度の導入 →別条例か	* 実効性の確保の項で受けるのか
	○行政の決定に対する「異議申し立て制度」 →条例の具体化段階か	* 実効性の確保の項で受けるのか
	○市民立法の考え方による立法評価 →全体的に対応できるか	* 未検討
	○公益通報に関する条文は要らないか？	* 検討したが明確な結論には至っていないのではないか
○条例の名称	○「市民」を入れるかどうかについては、賛否両論あり	* 検討中
○条例の前文	○自治基本条例をつくるに至った「課題認識」をしっかりと書くべきか	* 検討中
	○あるべき姿を明示してほしいという意見もある。どう書くべきか	

○条例の文体等(主語の使い方を含む)	○「です・ます調」等、分かりやすくやさしい文体については、特に異論なし	* 対応済み
	○主語については、素直に市民が理解できる用語を選択すべき	* 検討中
	○誰が何をすることがよく分かるような記述が必要	* 検討中
	○「ものとしします」、「努めるものとしします」という表現はものものしい。もっとやさしい表現に変えられないか。	* 要検討
○条例の効果等	○条例が、単なる理念表明ではなく、日常生活を改善していくための足掛かりになれるような記述を入れておく	* その趣旨で検討、十分かどうか * 現在の社会状況(少子高齢化、グローバル化・格差拡大の中での社会的孤立・排除など)への対応を図るには市民自治が重要。そのための羅針盤であり、手がかりであることを「前文」で明記する。
	○条例が出来た後の、具体的な仕組みづくりにつながるような記述が必要	* その趣旨で検討、十分かどうか。「実効性の確保」で全体的に記述することが可